

# 図書館通信

# — 19 —

1973. 2

## みたび 三度「あすの図書館」をめぐって —— 館長私見 ——

図書館長 石塚 経雄

本館の運営管理については、従来、関係者からいろいろな問題点が提起され検討されてきましたが、結局は「人と経費」の最も解決しにくい問題につき当らざるをえないジレンマの連続でした。もとより研究者にとっても、図書館のあり方は無関心に見過すことのできない問題です。

そこで図書館としては、改めて運営管理の問題を考えるよりどころとして、図書館通信 17・18 号に、研究者の立場から人文学部近教官と教育学部八木教官のお二方に、よりよき図書館にするための提言をしていただきました。近教官は人文系の立場から 1) 予算と定員、2) 延長開館、3) 図書の整理：受人から整理までの時間がかかりすぎることに、分類について、シリーズものをバラバラにして、別々の棚に並べることを止めよ、4) 集中管理方式の 4 点について、また、八木教官は実験を主とする科学系の立場から、近教官のご指摘を支持され、特に集中管理方式の運用方法について指摘されております。

今号ではそのあとをうけて、私が図書館の立場から上記問題について、回答ないし意見をのべることにしました。

### 1. 予算と定員

近教官の正確なデータにもとづくご意見に尽きますが、すべてに関連をもつ最も大きな問題点でありますから、最後に図書館の根本方針にかかわりをもつ集中管理制度のところでも触れることにします。

### 2. 延長開館

現在、定員不足のため、試験期に限って 9.30～19.30 時(土 13.00～16.00 時)まで、職員と学生アルバイトによって運営しています。

図書館としては、経費と人の措置さえとられれば、常時開館(9～20 時位)は当然のことだと考えます。

また、休暇中の学生に対する閉館は、図書館の臨時的業務(閲覧室・書庫・研究室備付図書の点検等)のために、やむをえず行なわれていたもので、47 年度は学生アルバイトの採用によって、平常通りとはいきませんでした。時間短縮等の措置によって開館いたしました。今年も先年度どおり予算措置さえあれば、継続いたします。

### 3. 図書の整理

(1) 受人から整理までに時間がかかりすぎることに

国立大学図書館で購入された図書は、国家財産として管理運営されるために、次のプロセスを経て、利用者の手に渡ります。しかし、緊急に利用が必要な場合は、便宜をはかっています。

a. 会計的事務処理(主に総務係)の所要時間

- 利用者請求→発注 即日～2 日
- 発注→現品到着  
和書 7～20 日

## も く じ

みたび	
• 三度「あすの図書館」をめぐって……	1～4
• 私のすすめたい本……	5
• 研修雑感……	6
• お知らせ……	6
• 東部地区図書委員会報告……	6
• 学生購入希望図書……	6

洋書 国内在庫	7～20日
海外発注	3～3.5カ月
(例外として6カ月以上かかることもある)	

◦現品到着→会計処理 10～20日

#### b. 整理(主に整理係)の所要時間

分類・目録・装備 15～30日

45年度以前は、片山への移転・指定図書的大量受入等の影響で整理の遅れを来たしました。しかし、46年度、法経短期大学の図書移管問題を機に整理業務等の合理化をはかった結果、滞貨は少しずつ解消の方向に向っています。今年度は、4～12月に約11,000冊受入済で、1～3月に約5,000冊集中的に購入される見込ですので、約1ヶ月の滞貨が予想されます。新年度の11月頃には、この滞貨現象がほぼ解消され、前記の時間で整理ができます。(これは、今年度に限ってのことではなく、例年の事です。)今後、農学部図書資料等受入冊数の増加が考えられますので、現在の人員では、滞貨現象の助長が予想されます。

#### (2) 製本の遅れについて

業者が納入するまでに最低1カ月(47年度は業者の手違いで2カ月)を要し、納入後会計処理を行い、整理に着手します。整理係では製本雑誌を優先整理しておりますので、納入2週間後には貸出可能になりますが、現在の本館の能力ではこれ以上のスピードアップは無理と思えます。

#### (3) 分類について

分類が間違っているという御指摘を受けますが、一概に間違いと言いきれないものがあるように見受けられます。その原因の大きなものに、研究者と図書館の分類に対する考え方の相違が挙げられると思いますので、図書館のこれに対する考え方を説明し、御理解いただきたいと思えます。

もともと分類は図書を主題や形式により一定の分類原則に適應させ、排列し、利用を効果的にする技術にすぎませんが、一館の蔵書全体を利用しやすいように体系化するのに不可欠の要素です。このため日本の図書館の約80%が使用している標準分類表のNDC(日本+進分類法)を採用していることは、情報の交換、収集、蔵書目録等各種資料の利用に非常に便利です。しかし、NDCは学問体系を10区分し、さらに

細目を10区分するという展開方式をとるため不合理な面も出ています。例えば、経済学は社会科学の一部門ですが、商学は産業の一部門として扱われていたり、家政学が工学、技術の分野に属していたりします。

一方、学問体系は新しい状況に應じて可動性を持ちますが、図書館が採用した分類の体系は従来との一貫性を保たなければなりません。NDCも新しい学問分野に適應できるように適切な体系に改訂されていますが、実際の適用は業務量の増大、訂正コスト等の問題があり、切り換えにまで至っていません。

NDCのかかえる問題もさることながら、図書館員が主題の把握を間違えることも考えられますから、これを最小限にするために国会図書館蔵書目録・National Union Catalogue等を参考にしており、最終的にチェッカーが再度調整しています。又、新しい主題・件名に關しては研究者の御意見をも伺っています。

ただ、蔵書量の増大に伴い、必要上から、分類記号の展開(例えば資本論331.3から331.34に展開している)をしたため、分類の一貫性が保持されていないような印象を与える点もあります。間違いについては御指摘を検討したうえですみやかに訂正する努力を従来からも行ってきていますが、今後も継続する方針です。

最後に検索効率をあげるためにも利用者は、1)まず、目録を検索する 2)図書館員、とくにレファレンスをフルに活用する、ことを希望します。

#### (4) シリーズの分散排架について

「シリーズものをバラバラにして別々の棚に並べることはやめて欲しい。」という要望は近教官の御指摘のように以前から言われてきていることですが、一口に『シリーズ』といってもその種類は雑多です。図書館がシリーズとみなしているのは次のようなものです。

##### 1. Collection. (合集)

(a) 1人の著者の場合: いっしょに出版された3以上の独立した著作または著作の一部。

(b) 2人以上の著者の場合: いっしょに出版された2以上の著作またはその一部で、同一の機会に際し、もしくはその出版物のために書きおろされたものでないもの。

##### 2. Series. (そう書)

(a) 継続して発行される幾冊かの単独の図書で、通常、標題紙の上部、前扉、もしくは表

紙上に表示された共通書名を持つという事実によってそれぞれが相互に関係づけられているもの。

(b) 同じような性格を持ち、継続して出版される2冊以上の評論、講義、記事その他の著作。

(「英米目録規則」より引用)

①についてはセット扱いが当然と考えられますが、②については問題があるため、次の事項を判断の基礎としています。

i) まとめた方が良いと判断されるもの。

- ・内容・編集意図等の点で一冊一冊が明確に個別化されていないシリーズ
- ・通しページになっているシリーズ
- ・狭く限定された主題を持ったシリーズ
- ・1冊1冊を分類するのが困難なシリーズ
- ・そのシリーズ名で請求されがちな有名なセット

ii) 分散させた方が良いと判断されるもの。

- ・著者または主題の個性が明確なシリーズ
- ・シリーズ番号のないもの
- ・主題が広い範囲にわたるシリーズ
- ・シリーズ名中に出版社名のはいつているもの（参考：オズボーン「逐次刊行物」）

しかし、必ずしもこれだけでは規程できない面のあることは否めません。

ことに和書の場合、業務合理化の為に国立国会図書館発行の印刷カードを導入したことにより、分散化が助長されたことも事実です。

今後の問題として、セット扱いを希望される場合は、物品請求書提出の際その旨備考欄に御記入下さい。検討の上、御要望にそえるよう努力します。

なお、目録規則等が現在のように明文化され、マニュアルとして使用される以前のものについては多少問題があるとは思いますが、業務量その他の点で訂正が困難です。これを補うには、目録カードでシリーズ名から検索していただきたいと思ひます。

#### 4. 集中管理について

現在本館の採用している集中管理方式について多少誤解もあるように見受けられますので、最初にそのアウトラインと採択された経緯について説明しておきます。

(1) 現行方式について

a. アウトライン

現行方式は、発注・受入・整理・保管の行程を一貫して本館で一括処理するほぼ完全な集中

管理方式ですが、次の2点については例外があります。1) 部局予算で購入した参考図書すなわち辞典・データブック・文献目録等については研究室貸出を認める。2) 部局予算で購入した専門書でその部局で専用を必要としかつ館長が認めた資料は研究室貸出を認める。つまり整理終了後の段階での保管場所についてのみ部分的分散の例外が認められています。

b. 現行方式採択の経緯

宇野館長の時代に、片山への統合移転を見越し東部図書委員会で決定され、その眼目は近教官の言われる通り“少ない研究費を合理的に使用するために多くの人が共通に利用する図書を図書館に集中管理して無駄を少なくすること”でありました。しかし、片山移転に際し東部図書委員会の了承の下に臨時措置として認められた研究室貸出の緩和は、特殊事情の解消した後も一部の部局等で継続され、このため現行方式に対する本館の方針が不徹底になる結果をきたし、方針が一貫していない印象を与えてきたことは否めません。

(2) 指摘に対する回答

近教官と八木教官のお二方共、保管を特に取上げておられるのでまずこの点に限定して回答します。

近教官からは、現行方式を前提とされた上で、“集中管理図書の基準をもう一度はっきりさせ”その上で“特殊な専門的文献についてはもっと気軽に研究室貸出ができるようにしてはどうか”という提案がありましたが、他の研究者や学生が全く利用しないとか、利用したい時には研究に障りのない範囲内での他の人の利用が可能であれば、研究室貸出をすることにやぶさかではありません。しかし、“特殊な専門的”の判断が困難なため私も研究室貸出の要望に直面する都度苦慮しております。そこでこの“特殊・専門”の範囲については、図書館の独断で決定できることではありませんので、何らかの具体的な成案を得るため東部図書委員会に検討を依頼したいと考えております。

次に八木教官のご指摘に回答する前に、本館は前述の通り完全な集中制を実施しているわけでないこと、かつまた現在の条件下ではそれが可能だとも考えておりません。従って現行方式でも部局予算で購入された雑誌・データブック・実験書等は例外に含まれており、実際に部局に備付けられております。また“研究費で購入

した専門書”については近教官のご指摘に対する回答と同じですが、研究室備付の制限をカバーするものとして1年間50冊以内という個人貸出制度もありますので、念のため申し添えておきます。

### (3) 管理運営について(私見)

ところで、現行方式を前提としても、八木教官の指摘された他の問題点、つまり、開館時間回覧サービス等との関連した問題が残っています。この点は近教官も集中管理と切離して論じておられるのですが、考えてみますとすべて資料への接近性の保障という問題に帰着するよう思われます。ご承知かと思いますが接近性とは、利用者が必要な時に必要な資料を安いコストで、かつ手間をかけずに入手できるか否かの程度のことを意味します。具体的な要素として、1) 時間的側面、2) 距離的側面、3) 経済的側面、4) サービスの内容・質が考えられましょう。1) は、図書館を利用できる時間帯即ちサービス時間と、必要になった時その資料を入手できるまでの時間、2) 距離とは、図書館への物理的・心理的距離、3) コストとはサービスを維持するのに必要な経費であり、4) サービスの内容・質とは必要な資料を多くの文献の中から抽出・提供する能力で、1) - 3) に対応する、あるいは見合ったサービスの質のことです。従ってこの接近性が学生を含む全利用者に完全に保障されるのであれば、資料の集中か分散かは、単一の図書館がこれを保障するか、あるいはシステムとしての図書館網が保障するかの違いにすぎないと思われまふ。このため、この集中か分散かという問題は、この接近性を現在並びに将来の図書館(網)の能力とのかねあい決定すべきことと考えます。

さらにまた学術情報利用の現況に触れるならば、情報(資料)の激増と新陳代謝、学際研究の発展により協同研究を必要とし同一資料の共通利用が増加していると思われる一方、図書館は館種・規模を問わず収集資料・提供サービスの効率化がますます必要になってきています。後者は本館についても言えることで、たとえば定員は、46年度実績を基に算定すれば、同年度に文部省基準ですら40名近くの定員が必要であるにもかかわらず、実際には19名の定員枠しかありません。この定員不足は労働条件の悪い定員外職員6名で補い、本館職員25名の集中処理の合理化によって現在の水準を維持している状

態です。従って何か接近性の改善を本館が決定する場合には、現在の業務の一部を切捨てないと実行できないことは明らかでしょう。かといって分散保管にした場合には、資料の探索はどの部局でも定員外職員を採用するか、研究者もしくは学生が負担することになると思います。本館では本年度文部省がレファレンス要員として1名増員を認め、これを接近性改善策の1つとして配置させております。しかし本館には第2次定員削減の初年度として今年度1名、さらにむこう2年間にはもう1名が予定されている現状では、これもいつまで維持できるかわからない状態です。利用者としての研究者、学生、そして蔵書が年々増加していくにつれて資料の検索・接近は次第に困難になることを考えますと、一刻も早く本館のあり方について検討すべきではないかと思ひます。その場合、前述の学術環境と図書館の役割とを合わせ考えますと、部局保管の資料だけでは十分な研究・教育・学習はできませんまいから、どの道他部局又は学外所蔵資料を複写で取寄せるか、現物を取寄せるか、あるいは直接訪問して利用(接近)するしかないと思ひます。そこで、全学的な収集方針もなく、結果的に接近性を阻害する恐れのある多分にある分散制をとるか、あるいは収集・利用を調整した上で不必要な重複購入を避け、現行方式を続けて必要な資料は少くとも学内で利用できるようにするか、つまり部分的な接近性を向上させるか、接近性全体の向上を図るかの選択のように判断できまふでしょう。この他、分散の場合には、会計法上の保管責任をどうするかという問題もあります。

申すまでもなく、館長としても定員増、予算増を国立大学図書館協議会を通じ文部省・大蔵省に働きかける一方で、現状の改善に取り組む所存です。ただ後者は図書館の基本方針にかかわる問題でありますので、東部図書委員会、図書館委員会に諮り、その上で接近性向上のため勇断をもって実行していきたいと思ひます。又、従来、教官と図書館の意志の疏通を欠いていた面があり、今後それを改める意味でも話し合いの場を持つことも考えております。関係者各位の御協力をお願い致します。

以上、お二方の提起された問題に対し図書館の側からお答えしましたが、なお不十分な点があるかと思ひます。これからもお気付きの点があればご意見をおよせいただければ幸いです。

# 私のすすめたい本

## 世界経済論への視覚

居城 弘

経済学への関心を深める契機の一つに、現実には生起して来る経済現象に触発され、その経済現象の性格なり原因を究めてみようということがある。最近の問題としては、公害・物価・住宅等のことがあげられよう。

現実の問題とのかかわりの中で、自らの問題意識を明確なものにしていくということは、ひとり経済学に限らないことであって総ての部門についていえる科学的認識への正しい導入部ということができると思う。

世界経済論についても同様であって、たとえば「ドル危機＝国際通貨危機」や、日本からの商品・資本の海外進出の増大に伴って我が国に対する海外諸国からの風当りの強さがしばしば取り上げられていることであるが、そうした点をより深く掘り下げてみるという姿勢をもちつつ研究し読書するということが大切である。

そのような考えに立って私のすすめたい本をあげてみたい。

「国際通貨危機」に関しては、\*林直道「国際通貨危機と世界恐慌」大月書店、\*古川哲「危機における資本主義の構造と産業循環」有斐閣があり、両著書とも国際通貨に限定されないで経済恐慌・産業循環論や世界経済論の視角から書かれている「一個の現代資本主義分析」として読まれるべきである。

「資本主義と通貨制度」についてより原理的問題に関心をもつ人には、\*小野朝男「国際通貨制度」ダイヤモンド社、\*真藤素一「管理通貨制度の理論」有斐閣及び\*J. M. ケインズ「貨幣改革論」中央公論社（中内訳）をすすめたい。これらを読まれるならば資本主義経済が「非文明の遺物」といわれる金に束縛されつつ、しかもその束縛から解放されようと必死の試みを繰返してきた過程とその根本原因に迫り得るであろう。

銀行券の金兌換停止以降、金との直接的繫りを絶たれた国内通貨制度を「管理通貨制」と呼ぶが、資本主義経済がかかる方式を採用したのは「ビッグ・ビジネスの支配」機構を経済の各領域にわたって国家の政策体系を媒介にして補強せんがためであった。こうした資本主義経済の発展傾向・段階を「国家独占資本主義」ないしは「二重経済」

としてとらえるのであるが、\*大内力「国家独占資本主義」東大出版会はさまざまな意味で問題提起の書として一読の「価値」がある。\*池上惇「国家独占資本主義論」有斐閣と併せ読むことをすすめたい。

戦後の世界経済が再建・復興されるにあたって、上述の「管理通貨制」を軸にした政策体系が動員されたことはいまでもないが、戦前とは規模の点でも多様性の点でも比較にならぬほどの本格的なものであった。そのもとで戦後の「ビッグ・ビジネス主導」の経済成長が進行することになるが、その過程は同時に国内の経済構造をドラスティックに変革し現在論議されている様な問題を生みだしたのである。

\*独占分析研究会編「日本の独占企業」全五巻、\*中村静治「技術革新と日本経済」新日本出版、\*宮崎義一「戦後日本の経済機構」新評論等の好著をてがかりにし、諸外国の戦後復興・発展と対比（たとえば\*奥村茂次「寡占経済と経済成長」東洋経済、松浦保等「イタリア経済」東洋経済、\*前川恭一「ドイツ独占企業の発展過程」ミネルバ）して読むことをすすめたい。

こうして、世界経済論への展望がひらけてきたのちに全体的な問題を扱った\*大崎平八郎・久保田順「世界経済論」青木書店、や\*行沢健三・阿部統「世界経済の再編成」筑摩書房へと読み進むならば、今度は始めとは違った地平から、限りない問題探求の情熱が湧き出てくるであろう。そこから先は諸君が自ら切り拓くべきである。その際の見取図を与えるものとして\*「講座・国際経済」全六巻有斐閣を座右に置くことが便利である。（\*印本館所蔵）（人文学部 講師 世界経済論）

## ■ 学生購入希望図書

大統領と補佐官	渡辺 恒雄	日新報道
現代の知識人	島田 豊	青木書店
条約法の研究	経塚作太郎	中央大学出版部
狭山差別裁判		部落解放同盟
君は明日生きるか		破防法研究会
こどもの元気な遊び	かこさとし	童心社
さわやかなたのしいあそび	かこさとし	童心社
辻邦生作品集 1-2		河出書房新社
シェイクスピア全集 1-5、8		筑摩書房

## 研修雑感

高木由美子

第9回目の文部省大学図書館職員講習会は10月24日から4日間東京大学の第一会場に129名の受講者を得て開かれた。“国公立大学の中堅職員に、大学図書館の概括的知識および最新の図書館業務の専門的技術を習得させ、その資質の向上をはかる”というこの講習会の主旨通り全科目ともに概論・概説の域をまぬがれぬものであった。しかし、この種の短期速成の講習は少くとも大学図書館というものを俯瞰的に認識し得る機会を与えられるという次元で意味あるものといえよう。

大学図書館員の認識に関して、東大図書館長の今井氏は物理学専門の背景に立ちつつ、大学図書館の理論と実際の不一致を説き、むしろこの理論の多様性と構築過程を認識すること、そして実際の自由・境界値問題（物理学）上での各々の解を知ること、を大学図書館員の業務だと述懐されていた。

精密な情報処理と総合的情報検索体制の確立のための情報処理システムのあり方とドキュメンテーションチャンネルの設定について説いた藤川正信氏の“学術情報処理と大学図書館”、——昨今の消費者運動にみられる品物の品質、信頼性、安全性の問題は、近い将来大学図書館の提供情報についても問われるであろうこと、そのため今後はシステムとしてのレファレンスサービスはHow to doからWhat to do(技術化)への道を開くべきことを強調された井手翁氏の“大学図書館における参考調査活動”、——群大のコンピュータ導入迄の600時間におよぶ業務分析の苦労話など折り込んでユーザーと直結したIRサービスのポテンシャルを如何にしてコンピュータからみ出すかを説いた柿沼良介氏の“図書館業務の機械化”等々、今回の講習会は、大学図書館システムのORの側面をとらえた講義が中心であった。とりわけ統計学の森口繁氏は、米国のDr. Philip M. Morae (On Library effectivenessの著者)の図書探索理論に最適モデルの値を付加し、利用者の読みたい本の確率から開架図書冊数の最適価を考える方法、限界利用率の出たものから開架を解除していくための引退モデル、ある本に対する利用者の興味度によって本の収蔵場所を決定する分担モデルの三つの数式モデルの紹介をされた。

これは、ここ一二年注目されつつある図書館システムの数量化、ORの武器である近代数学を用いた計量分析的手法と現場の問題とに関連して、我々の興味をそゝるに十分であった。

最後に、これは今回の講習会とは直接関係ないが、我々の望む研修というもの、具体的に実現されるにはどうしたらよいか、という点について考えてみたい。学問動向とそれに伴う文献情報の多様性、流動性を常に察知し追跡すべき義務の伴う大学図書館という場にあつては、我々の自主的学習に対する絶えざる努力が要求されるのは図書館員として当然のことである。これからの情報サービスの多様性、深さ、専門化への対応性を養うためにせめて週1日でも学習に集中できる、或は大学の講義を受けられる研修日というものを保障されることを願ってやまない。これは日常業務の煩忙性とは決して矛盾しない筈である。

(図書館員)

### お知らせ (本館)

- (1) 春季休暇中の長期貸出について
  - (イ)貸出冊数 4冊まで(指定図書は2冊まで)
  - (ロ)貸出日 3月5日(月)～7日(水)
  - (ハ)申込期限 2月22日(水)～28日(水)
  - (ニ)申込要領
    - ・窓口③番に用意してある所定の申込用紙を用いて下さい。
    - ・申込用紙には必ず指導教官、またはこれにかわるべき教官の捺印を受けて下さい。
    - ・但し、卒業見込者、工学部の3学年進級者には貸出をしません。
  - (ホ)返却期限 始業日から3日以内
- (2) 通常貸出の停止について
 

試験期のため2月1日(水)～28日(水)まで停止します。

## ■ 東部地区図書委員会報告

(第5回) 昭和47年10月20日

- (1) 教養図書の委員選定分について審議し、決定した。
- (2) 「学生用図書」の選定方法等について審議した。
- (3) 学生に対する館外貸出特別措置の改正について審議し了承した。